

令和7年
5月1日
受付開始!

Let's enjoy
cycling!

令和7年度 守山市自転車購入補助金のご案内

地域の活性化、環境負荷軽減、健康づくりなどを目的として、
一定の条件のもと対象となる自転車を購入する費用に対して補助を行います



1 申請できる方（申請者の基準）

- 1) 市内に住所を有すること
- 2) 市税等を滞納していないこと
- 3) 過去に、同種の補助対象自転車購入にかかる補助金交付を受けていないこと

※例・・・昨年度スポーツ自転車を購入し、補助を受けた方は、今年度スポーツ自転車での補助申請はできません。

2 補助対象自転車、補助金額、条件など

- 1) 市内の登録店舗(裏面)から購入すること
- 2) 令和7年4月1日以降に購入したものに限り
- 3) 新品の自転車であること
- 4) 防犯登録をすること
- 5) 自転車安全整備士による整備を受けた自転車であること
- 6) T Sマーク付帯保険の加入または、ご自身で損害賠償保険に加入すること

令和5年4月1日より、道路交通法改正により自転車に乗る際はヘルメット着用をお願い致します。

補助対象自転車	規格	補助金額(率)	条件
普通自転車 (シティサイクル等)	三輪自転車または「自転車協会認証」の対象の自転車 ※安全基準を満たす全ての車種に補助を行います	上限7,500円 (20%)	申請時に満50歳以上
幼児同乗用自転車	一般社団法人自転車協会が定める「自転車協会認証」対象の 自転車であって幼児が同乗できる座席を装備しているもの		申請時に満6歳未満の 幼児と同居
電動アシスト自転車	道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号) 第1条の3に定める基準を備えたもの	上限15,000円 (20%)	—
スポーツ用自転車	日本産業規格(JIS)D9111:2016 一般用自転車(スポーティ車)に分類されるもの スポーツ専用自転車に分類されるもの		購入費用7万5千円以上

- (1) 補助対象経費は、補助対象自転車の本体購入費用(防犯登録の費用、T Sマーク付帯保険等の損害賠償保険加入費および消費税を含む。以下同じ。)
- (2) 幼児同乗用自転車については、自転車本体と合わせて幼児同乗用座席((一財)製品安全協会S G基準に適合するものに限り。)を同時に購入した場合のみ、座席購入費および取り付け費を対象経費に含む。電動アシスト自転車本体と合わせて幼児同乗用座席を同時に購入した場合も同じとする。
- (3) スポーツ用自転車については、本体の購入費用(同上)が7万5千円以上となるものに限り。
- (4) 計算により得られた補助金額(=補助対象経費×20%)については、百円未満を切り捨てる。

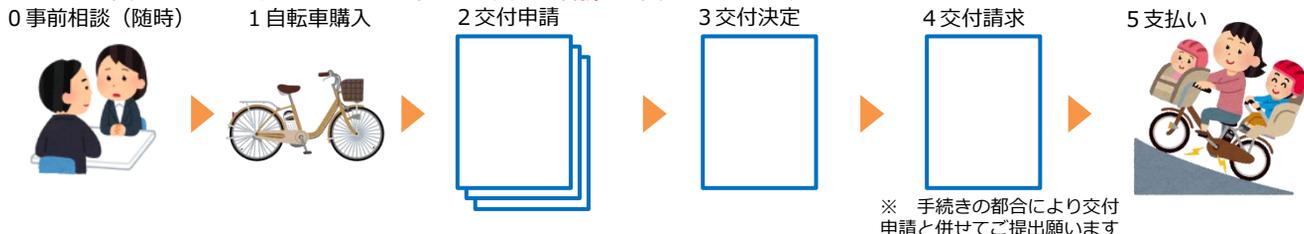
3 取扱い登録店舗一覧 (令和5年月日現在)

店舗名	学区	所在地	電話番号	取扱い可能自転車			
平井商会	守山	今宿1-9-5	077-582-2489	幼児	普通	電動	ｽﾍﾞｰｯ
スクアドラ 滋賀守山	守山	今宿4-5-7	077-596-3866	—	—	—	ｽﾍﾞｰｯ
木戸協輪工商会 守山本店	吉身	守山6-11-31	077-582-2621	幼児	普通	電動	ｽﾍﾞｰｯ
サイクルショップ池田	吉身	下之郷1-11-52	077-582-2235	幼児	普通	電動	ｽﾍﾞｰｯ
小林商会	小津	杉江町439	077-585-0309	幼児	普通	電動	ｽﾍﾞｰｯ
ロコバイク	小津	三宅町364-3	077-582-7866	—	—	—	ｽﾍﾞｰｯ
自転車屋 大寄商店	小津	金森町650-7	077-509-7862	幼児	普通	電動	ｽﾍﾞｰｯ
吉田自転車店	玉津	赤野井町263-1	077-585-0063	幼児	普通	電動	ｽﾍﾞｰｯ
木戸協輪工商会 河西ニュータウン店	河西	播磨田町394-4	077-583-5655	幼児	普通	電動	ｽﾍﾞｰｯ
ジャイアントストアびわ湖守山	速野	今浜町十軒家2876	077-584-2033	—	—	—	ｽﾍﾞｰｯ
キヨシ商会	中洲	立田町1697-1	077-585-1843	幼児	普通	電動	ｽﾍﾞｰｯ

4 補助金の利用の方法

- 1) 市内の取扱い登録店舗で補助対象自転車を購入。
- 2) 購入の日から180日以内に、市へ補助金交付申請書を提出。(5月1日から申請受付。)
- 3) (補助金を交付するとお認めした場合) 市から補助金交付決定通知書を送付。
- 4) 市へ補助金交付請求書を提出。
- 5) 市から申請者の金融機関口座に補助金が振り込み(支払い)されます。

※なお、金融機関口座の指定については、申請者と異なる名義の金融機関口座を指定いただいてもかまいません。



5 申請時に必要なもの (交付申請書の添付書類: いずれもコピー可)

- 1) 製造メーカー保証書
- 2) 防犯登録書
- 3) 領収書
- 4) T S 付帯保険加入控え(控) または、ご自身で加入されている損害賠償保険加入(控)

6 補助金の活用事例

(A) 幼児同乗用自転車または普通自転車の場合

- 例1) 購入費36,700円×20%→7,300円(百円未満切捨)
 例2) 購入費38,000円×20%→7,500円(限度額)

(B) 電動アシスト自転車またはスポーツ用自転車の場合

- 例3) 購入費74,200円×20%→14,800円(百円未満切捨)
 例4) 購入費76,000円×20%→15,000円(限度額)

7 その他注意事項

この補助金の交付は、同一人につき補助対象自転車1台を限度とします。
 補助金により購入した自転車は、適切な維持管理に努めるとともに、購入から2年を経過するまで譲渡等はできません。
 また、T S マーク付帯保険または損害賠償保険等の継続加入に努めてください。

本制度は、年度途中であっても、申請額が予算額に達成した時点で終了しますのでご注意ください。

※申請状況等については、随時市ホームページや広報でお知らせするほか、各自転車店にも通知しますので適宜ご確認ください。

■ お問い合わせ

商工観光課 077-582-1131 守山市吉身2-5-22(市役所4階)